

2013年11月25日

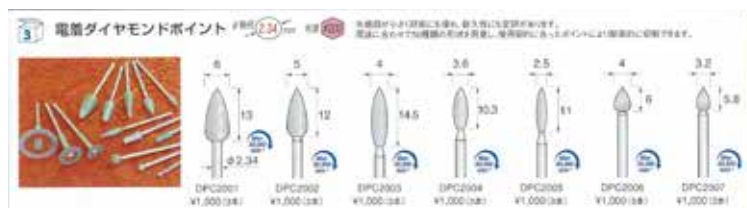
歯科材料 9 歯科用研削材料

歯科用ダイヤモンドバー 16670000

一般医療機器

電着ダイヤモンドポイント

【形状・構造及び原理等】



【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

- 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管管理すること。

【使用目的】

対象物の研削作業に用いる。

【操作方法、使用方法等】

歯科用電気エンジンなどに装着して使用する。

【包装】

2本単位で梱包

【製造販売業社及び製造業者の氏名又は住所等】

アルゴフアイルジヤパン株式会社
住所:東京都千代田区神田美土代町3-4

【使用上の注意】

- ①ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
 - ②使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認する。
 - ③頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
 - ④指定(製品の被包に記載)の最高許容回転速度(回転数)を越えて使用しないこと。
 - ⑤目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること。
 - ⑥変形、損傷(錆、表面キズ、曲がり、汚損)等のあるものは使用しないこと。
 - ⑦本材は(性能、使用目的、効能または効果)の項に記載の用途以外には使用しないこと。
 - ⑧本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が許可した防塵マスク等を使用すること。
 - ⑨再使用する際には必要に応じ、消毒剤・滅菌器・清掃液を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ、乾熱またはE O Gによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。
- なお、塩素系消毒剤は錆が発生することがあるので、長時間浸さないこと。また、消毒剤・滅菌器・清掃液については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。